

# 協働環境委員会会議録

平成29年10月24日（火）

（開 会） 10：00

（閉 会） 10：31

## 【 案 件 】

1. 交流センターについて
2. 第2次飯塚市環境基本計画について

## 【 報告事項 】

1. 公用車による交通事故について (まちづくり推進課)
2. 国民健康保険事業費納付金の試算結果について (医療保険課)
3. 災害廃棄物の処理等に関する協定の締結について (環境対策課)
4. 白旗山メガソーラー開発（一条工務店）の事業継承について (環境整備課)
5. 飯塚市公共施設等のあり方に関する第3次実施計画について (財産活用課)

## ○委員長

ただいまから協働環境委員会を開会いたします。

「交流センターについて」を議題といたします。

「交流センター化に関する市民説明について」執行部の説明を求めます。

## ○まちづくり推進課長

地区公民館の交流センター化につきまして、ご説明いたします。先に開催いたしました交流センター化に関する市民説明会の開催実績につきまして、ご報告いたします。

資料につきましては、「平成29年度夏季開催『交流センター化に関する市民説明会』開催実績」と左上に記載しておりますA4用紙3枚の資料でございます。よろしくお願いいたします。

本説明会につきましては、本年7月24日から8月28日にかけて、市内の12地区の地区公民館において開催いたしました。

開催に際しましては、開催時期にあわせまして、各地区での隣組回覧、並びに公民館のサークルの方々に開催案内チラシを配布するなどにより周知、広報を行いました。

各地区での参加者の状況は、資料【3】の中段の表に記載のとおり12地区の合計で485人、1地区平均は40.4人となっております。まちづくり協議会の方々や自治会長、公民館講座やサークル活動のなどで日ごろ公民館を利用されている方々にご参加いただきました。

次に、資料【4】に、各地区での質疑応答等を集約しまして記載しております。表は、左から、質問事項のタイトル、質問内容、回答となっております。回答につきましては、市民説明会の開催時期が、交流センター条例が可決されました9月議会以前でございましたので、その時点での内容でお答えしております。

個々の質疑応答の内容につきましては、資料をご確認いただきまして、説明は割愛させていただきますと思いますが、複数の方から質問等をお受けした事項としましては、当委員会でご質問等あったりました事項と同様に、1ページの5番の交流センターの運営体制、2ページの8番の生涯学習事業の継続、11番の営利事業実施、14番の指定管理者導入時期、また3ページの15番の指定管理者となる団体等がございました。

これらの回答につきましては、これまでの当委員会等での説明内容や、8月9日の協働環境委員会でもご説明させていただきました「飯塚市地区公民館のコミュニティ拠点施設移行計画〔第2版〕」の内容等に沿って回答させていただいております。交流センターに関して一定の理解を得ることができたものと考えております。

以上、簡単ではございますが、資料の説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、ただいまの説明に対する質疑を含め、全般についての質疑を許します。質疑はありませんか。

○田中裕二委員

今の説明会の資料の中でメリット、デメリット、2番、3番で書かれております。メリットはいいとして、デメリットの部分なんですけれども、交流センターの移行に関して、生涯学習事業や社会教育事業の減退が考えられるということでしょうか、それとも減退するのではないかという心配をされる方がいらっしゃるのではないかという、これどっちのほうなのでしょうか。

○まちづくり推進課長

市民の方が心配されているという状況でございます。

○田中裕二委員

それでは確認ですけど、減退するようなことはないと考えているということですか。

○まちづくり推進課長

そのとおりでございます。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

( な し )

本件については、引き続き調査をしていくということで、本日はこの程度にとどめたいと思います。

次に、「第2次飯塚市環境基本計画について」を議題といたします。

「基本目標Ⅰ 循環型社会の形成に関する事務事業実施状況について」、執行部の説明を求めます。

○環境整備課長

第2次飯塚市環境基本計画事務事業実施状況について説明いたします。お手元の第2次飯塚市環境基本計画事務事業実施状況表をお願いいたします。

前回の本委員会におきまして、第2次基本計画の実現のため4つの基本目標を掲げていることをご説明させていただきました。今回はその中の循環型社会の形成について具体的な取り組み状況についてご説明をさせていただきます。

資料の一番左枠に基本目標、循環型社会の形成を記載しております。その右の枠に2つの環境目標（1）ごみ減量化と（2）分別の徹底を設定しております。そして、ごみ減量化には5つの、分別の徹底には2つの取り組みの方向性と、そのそれぞれに具体的な事業を設けています。

表の一番上の段の枠の中ほどでございますが、「実施中」、「5年以内実施」、「10年以内実施」とありますけれども、これは第2次基本計画の策定時点での実施状況、実施予定を記載しております。

色づけをしている部分は平成28年度実施状況と各担当課におきます28年度の取り組み状況に対する自己評価を記載しております。この評価につきましては、「1 未着手」、「2 検討したが未着手」、「3 50%未満達成」、「4 50%以上達成」、「5 100%達成」の5段階で評価したものでございます。

それでは、内容を説明させていただきます。

1ページの環境目標（1）ごみ減量化の①ごみの発生抑制のための取り組みの普及につきましては、身近な取り組みといたしまして、買い物時にマイバックを持参する運動を市報やホームページに掲載し啓発、普及を図っています。生ごみの減量化、食品ロス削減に関しましてはエコクッキング教室や各種講座等での啓発を行っておりますけれども、食品ロスにつきましては

は複数の部署に及ぶものでありますので、今後、連絡会議等を開催するなどして連携して取り組んでいきたいというふうに考えています。

②ごみ出しルールの徹底につきましては、家庭ごみ、事業ごみの出し方の資料を配布するとともに近畿大学、九州工業大学の新入生説明会に出向きまして、直接、学生たちに説明するなどの取り組みを行っています。

次に、２ページの③不法投棄防止のための美しい環境整備に関しましては、産業廃棄物の適正処理につきましては福岡県と連携して相談や苦情対応、指導を行っております。また、不法投棄対応として監視パトロールを行い、監視カメラや看板の設置を行って対応しているところでございます。ポイ捨て禁止モデル地区の検討につきましては飯塚市環境審議会でも協議をいたしました但、実現には至っていませんので引き続き検討してまいりたいと考えてございます。

④市民一斉ごみ拾い日等、市民参画の促進については、同一日の一斉清掃は実現できておりませんが、１２地区中８地区においてそれぞれ実施日や月間を設けて一斉清掃を実施されておられまして、残りについても自治会単位で取り組んでいただいているということで、この取り組みを継続して、市全体同一日での一斉清掃の実現については状況を見ながら検討したいということと考えております。

⑤環境配慮市民、事業所の表彰制度の創設と運用につきましては、現在、市ホームページや市役所ロビーでのパネル展示、エコスタいいづかでの活動紹介等を行っております。方向性で示す表彰制度の創設はできていませんので、活動を評価し、さらに活動の励みとなるような活動団体や個人を表彰する制度を創設するよう検討したいと考えております。

(２) 分別の徹底、①リサイクル率向上のための施策はペットボトルキャップの回収拠点の拡充を図りまして、３Ｒの取り組みの啓発については本年１０月号の市報に記事を掲載いたしました。３ページの資源回収につきましては補助金を交付し実施しておりますが、その登録団体数や回収量についても減少傾向にありますので、決算特別委員会で指摘がありました広報の方法を検討いたしまして、制度の普及啓発のため積極的に事業の拡充に向け取り組んでまいります。それから、フリーマーケットやバザー、エコ工房事業の拡大につきましてはエコ工房まつりやエコスタいいづかにおいてフリーマーケットや子ども服交換会を実施しております。リユース、再利用の取り組みとしてエコ工房を中心として取り組みを拡充していきたいというふうに考えております。

②拠点ボックスのさらなる活用につきましては拠点ボックスについて分別や利用方法については隣組回覧で周知を行いましたが、新たな方策に関しましては未実施となっております。

この基本目標、循環型社会の形成の推進に関しましては、ごみ減量のために必要な３つの要素、まず、ごみになるものをつくらない、買わないといった、そもそもごみになるものを減らす。それから、使えるものは繰り返し使う。そして使えなくなったものを可能な限り資源として使う。いわゆる３Ｒを積極的に推進する必要があるとございます。そのためには各事業において現在実施しております、広報啓発、周知の方法等を再検証いたしまして、より効果的、効率的な方法を検討して取り組んでまいりたいというふうに考えています。

以上、簡単でございますが、説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、ただいまの説明に対する質疑を含め、全般についての質疑を許します。質疑はありませんか。

( 質疑なし )

本件については、引き続き調査をしていくということで、本日はこの程度にとどめたいと思います。

お諮りいたします。案件に記載のとおり、執行部から、５件について、報告したい旨の申し出がっております。報告を受けることにご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって、報告を受けることに決定いたしました。

「公用車による交通事故について」報告を求めます。

○まちづくり推進課長

公用車による交通事故につきまして、ご報告いたします。

お手元の公用車による交通事故についての資料をお願いいたします。

本件事故は、本年9月14日、木曜日、午前10時ごろ、職員が飯塚市吉原町地内におきまして、イベント開催の準備の物品搬入のためアイタウン内駐車場へ進入した際、天井に設置されております防煙垂壁に車両天井部が接触し、防煙垂壁が破損したものでございます。

この事故の原因は、職員が駐車場に進入する際に車両の高さを十分認識していなかったことが原因でございます。損害賠償額は14万4000円で、示談が成立しております。まちづくり推進課職員が起こしました事故により市に損害を与えましたことにつきまして、深くおわびを申し上げます。

職員の交通事故防止につきましては、安全運転に努めるよう、常に注意喚起、指導を行っておりますが、今後とも引き続き当該職員は元より、ほかの職員におきましても、朝礼、講習等で機会あるごとに交通事故防止の注意喚起、指導について徹底を行い、交通事故防止の強化を図ってまいります。大変申しわけございませんでした。

以上で、報告を終わります。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

( 質疑なし )

質疑を終結いたします。

本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「国民健康保険事業費納付金の試算結果について」報告を求めます。

○医療保険課長

それでは、国民健康保険事業費納付金の試算結果について、ご報告いたします。

資料の1ページをお願いいたします。30年度からの国保制度改革では、都道府県が国保の財政運営の責任主体となる新たな仕組みの中で、国民健康保険事業費納付金制度が導入されます。

この制度は、県全体の保険給付費等について、国費や県費等の公費で賄われない部分を、県内全市町村で分かち合う制度であります。

今回、国の通知に基づき県が試算を行い、本年9月29日にその結果が公表されております。

1の試算の目的と結果（概要）の（1）目的の欄の下から2行目になりますが、今回の試算は、あくまでも29年度に新制度が施行されたと仮定し、国の通知に基づく条件の下で、試算が行われております。

（2）の試算結果でございますが、負担が増加する市町村は34団体、減少する市町村は26団体となっております。これは、納付金の算定に当たり、所得水準や医療費水準等を反映させるため、このような結果となっておりますが、制度変更に伴い負担が増加する市町村につきましては、公費を活用して負担を緩和することとされております。負担緩和の対象額は、約38億円、公費負担の内訳としましては、国費が約9億6千万円、県費が約28億4千万円となっております。

2の試算の留意事項としまして、今回試算した納付金は、保険料とは異なっております。

2ページをお願いします。図にありますように、保険料は、納付金から市町村向けの公費等を控除したものをベースに、最終的には、各市町村において設定することになります。

今回の試算では、市町村ごとの29年度の1人当たり納付金額を推計し、27年度の1人当たり納付金相当額（決算ベース）と比較されております。ただ、県向けの国費が全額反映されておきませんので、今後、納付金の額は変動することになります。

3の今後の進め方でございますが、30年度の納付金の算定につきましては、年末の国の確定係数の提示を受けまして、来年1月ごろに行われることになっております。

3ページをお願いいたします。市町村別1人当たり納付金額の試算結果になります。飯塚市は、上から6番目になりますが、本市の場合、27年度の納付金相当額は13万633円、29年度納付金試算額は12万418円、対27年度伸び率は92.18%、1万215円負担が減るという試算結果になっております。また、丸印が付いている市町村は、27年度比で納付金額がふえる市町村ということになります。これらの市町村につきましては、右側の表にありますように、公費を活用し負担緩和を図ることになっております。

なお、現在、本市では、国保税率の改正等について国保運営協議会に諮問をし、税率改正に向けた協議、検討を進めているところでございます。

以上、簡単ですが、報告を終わります。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

( 質疑なし )

質疑を終結いたします。本件は、報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「災害廃棄物の処理等に関する協定の締結について」報告を求めます。

○環境対策課長

災害廃棄物の処理等に関する協定の締結について、ご報告を申し上げます。資料をごらんください。

地震や風水害等の災害によって災害廃棄物が多量に発生し、既存の一般廃棄物処理体制での処理が困難な場合には、関係団体に協力を依頼する必要が生じます。この対応について、迅速な処理を図るため、災害廃棄物の処理等に関する協定を締結しましたので報告するものでございます。

締結日は、平成29年10月11日、締結先は、福岡市吉塚にあります公益社団法人 福岡県産業廃棄物協会、会長 鎌田幸男氏であります。

九州地方においては、昨年4月に熊本地震、今年7月に北部豪雨の大規模な災害が発生し、倒壊、焼失した建築物の解体撤去に伴って発生する瓦礫やコンクリート片等の災害廃棄物が多量に発生しておりますが、飯塚市におきましても大規模な災害が発生した場合は、同様に災害廃棄物が多量に発生すると考えております。

現在、福岡県と福岡県産業廃棄物協会との間で、地震等大規模災害時における災害廃棄物の処理等に関する協定が締結されており、県内で、災害廃棄物が発生した場合には、市から県を介して福岡県産業廃棄物協会に協力を依頼するシステムになっております。福岡県を介する仕組みでは処理を開始するまでに一定の時間が必要になるため、今回、飯塚市と産廃協会において個別に協定を締結したものでございます。

協力を受ける項目は、協定書第3条（協力要請）に4項目あります。1つ目は、災害廃棄物の撤去、2つ目は、災害廃棄物の収集・運搬、3つ目は、災害廃棄物の処分、4つ目は、その他必要な事業における協力要請でございます。

日ごろから、災害対策の充実につきましては、自治体をあげて取り組んでおりますが、今回の協定締結により、一層の災害対策の充実を図れるものと考えております。

以上、簡単ではございますが、報告を終わります。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

( 質疑なし )

質疑を終結いたします。本件は、報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「白旗山メガソーラー開発（一条工務店）の事業継承について」報告を求めます。

○環境整備課長

白旗山メガソーラー開発（一条工務店）の事業継承についてご報告いたします。

白旗山におきまして、一条工務店がメガソーラー設置を計画していました、飯塚市幸袋 779 番地 1 外 31 筆の土地が、株式会社 光南溶工、代表取締役 山本和則、住所地、岡山県岡山市東区九幡 1119 番地 15 に売却され、土地の所有権移転とともに太陽光発電施設設置許可権利も譲渡されていることが国土利用計画法第 23 条に基づく土地売買等届出書が飯塚市長に提出されたことにより判明いたしました。

その内容によりますと、売買面積は 37 万 1042.90 平方メートルで一条工務店が同地において開発予定していた全てでございます。利用目的は太陽光発電用パネル約 60 万枚設置予定等となっています。

光南溶工につきましては、資本金は 4 千万円、事業内容は、振動コンベアーの制作、除塵機及び水門の設計・製作・据えつけ、食品加工機械の製造、太陽光等発電装置の製造・販売・施工・メンテナンス・レンタル、並びに自家発電による電気小売り事業等となっています。福岡県博多区と大阪府高槻市に支店がございます。

一条工務店は、飯塚市自然環境保全条例に基づき、平成 27 年 9 月 14 日に事業計画届出書を提出し必要な手続を行い、現在にいたっております。今回、所有権等が移転したことにより、条例第 9 条に規定する事業の譲渡等の届出書を譲り受けた者が市長に提出する必要があるでございます。

現在のところ、光南溶工とは話ができておりませんが、条例に基づく届出書の提出について、また、事業の責任者に来庁をしていただきたい旨の文書を発送しております。今後、光南溶工の当地での開発計画について説明を求めるとともに、本市からは当地における経過や現状等を説明していく考えでございます。

以上、簡単ではございますが報告を終わります。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

○福永委員

確認なのですが、県の林地開発許可において、このまま継承が認められる見込みなのか、市として新しい事業者の実態が見えない中、継承についてストップをかけるなど対応できることはないのか、お答えください。

○農林振興課長

林地開発許可の継承につきましては、森林法に基づきまして、福岡県が許可するものでありますが、現行の法令に従って考えますと、継承については認められるものと考えております。また、継承についてストップをかけることはできないのかというご質問でございますが、先ほど申しましたように、現行の法令で考えますと、県の許可に対しまして、市がストップをかけることは難しいと考えております。しかしながら、開発計画地周辺の皆さんからの中止を求める声、地域住民との合意に基づかない開発についての中止を求める市議会での決議等々踏まえまして、開発業者と地元住民との十分な協議が行われますよう、県の監視、指導はもとより、市として対応していくなど、関係法令に基づいた対応を図ることになろうかと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○福永委員

それでは、事業の譲渡等の届出書の提出についての連絡に対して、光南溶工からはどのような回答があったか教えてください。

○環境整備課長

現在のところ、まだ回答はあっておりません。

○福永委員

市は、一条工務店に対し住民説明会を開催することと、地域住民との合意を形成することを求め、再三申し入れを行ってきたと思いますが、その内容について光南溶工に対し引き継ぎが

行われているか確認をしたでしょうか教えてください。

○環境整備課長

現在のところ確認はとれておりませんが、一条工務店が事業着工前に住民説明会を開催するなどといった、一条工務店が約束したことにつきましては、光南溶工に対しまして、その点についても引き継いでいただくように強く要請をしまいたいというふうに考えております。

○福永委員

市長は、事態打開のために一条工務店に対して面会を求めるなど働きかけを行ってききましたが、今後、光南溶工に対しても同様に働きかけを行っていくのか教えてください。

○副市長

先ほど担当が説明いたしましたように、光南溶工のほうに、こちらに来てもらうようになっておりますので、その際に、お会いさせていただきまして、一条工務店のほうにお願いしてありましたように、地域住民との協議を十分行っていきたいと、その際に詳細な資料等を出しながら、丁寧に説明を行ってくださいと、地域住民と合意が得られるように我々と一緒に協議をしていきたいということの申し入れはしたいと考えております。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

( な し )

正副委員長といたしましては、当委員会に特別付託されております、「第2次環境基本計画」の中で「基本目標Ⅲ 低炭素社会の構築」において太陽光発電システム等の推進がうたわれております。このことによって市全体の環境問題について取りまとめた計画でありますことから、この白旗山メガソーラーに関する個別の案件だけを取り上げて審査することにはなじまないとは思っておりますが、議会といたしましても、先般より決議を提出させていただいているなど重要視をさせていただいておりますので、この件に関しまして、また白旗山周辺のメガソーラー事業について何らかの進展があった場合には、随時執行部より報告をしてもらってはと考えておりますが、その点いかがでしょうか。

○環境整備課長

そのようにさせていただきたいと思っております。よろしくお願いします。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

( な し )

質疑を終結いたします。本件は、報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「飯塚市公共施設等のあり方に関する第3次実施計画について」報告を求めます。

○財産活用課長

「飯塚市公共施設等のあり方に関する第3次実施計画」について報告いたします。本計画につきましては、素案を策定し、平成28年11月から平成29年1月の期間で市民意見募集を実施し、庁議及び平成29年3月には市議会4常任委員会で報告させていただいたところです。

また、平成28年11月から平成29年3月には、市内12地区における市民懇談会を開催し、広く市民の方からの意見を募集いたしました。その意見を集約した結果、計画素案を変更する必要はありませんでしたので、当該計画素案を本計画として、7月21日開催の庁議において報告し、計画として成立いたしましたところでございます。

その後、当該計画の公表に向け、各所管課への文章等の最終確認を実施したところ、本日配付させていただいております資料のとおり表示及び数値の誤り等修正が必要となりました。よってこの修正を行い、飯塚市公共施設等のあり方に関する第3次実施計画として公表しようとするものでございます。

公表時期につきましては、4常任委員会への報告を行った後の時期を考えております。

なお、本計画につきましては、サイドブックの行政計画、行政経営のフォルダ内に掲示しておりますのでよろしくお願いいたします。

また、印刷した冊子につきましては、準備ができ次第、後日配布させていただきたいと考えております。

以上、簡単ですが報告を終わります。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

( 質疑なし )

質疑を終結いたします。本件は、報告事項でありますので、ご了承願います。

以上をもちまして、協働環境委員会を閉会いたします。